

(案)

収入印紙

契 約 書

1	件 名	ウェブサイトサーバー機器等更新及びウェブサイト保守委託業務
2	契 約 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
3	契 約 期 間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで
4	履 行 期 間	令和7年4月1日から令和13年3月31日まで
5	引 渡 場 所	公立大学法人名古屋市立大学
6	契 約 保 証 金	
7	特 約 事 項	契約金額の支払いについては、別表のとおりとする。

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、受託人を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

乙

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、ウェブサイトサーバー機器等更新及びウェブサイト保守委託業務にかかる仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下に同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、この契約の締結に必要な全ての経費を負担する。
- 3 乙は、仕様書記載の業務を行い、甲はその代金を支払う。
- 4 この契約に定める請求、通知、報告、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、甲及び乙が必要でないときはこの限りでない。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、名古屋地方裁判所をもって単独の管轄裁判所とすることを合意する。

(契約保証金)

- 第2条 公立大学法人名古屋市立大学契約規程第26条及び第27条に従う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(当然履行義務)

- 第4条 乙は、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、契約の履行上当然必要な事項については甲の指示に従い、契約金額を変更することなくこれを行うものとする。

(監督員・検査員)

- 第5条 本契約に係る監督員及び検査員は、甲が指定する。
- 2 この契約に定める請求、通知、報告、承諾及び解除については、他に定めがある場合を除き、監督員を経由して行うものとする。

(履行の報告)

- 第6条 乙は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(監督員の立会い)

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、甲が指定した監督員の立会いの上で乙に作業をさせることができる。

(乙の従業員)

- 第8条 甲は、乙とその従業員との間の雇用契約について一切の責を負わない。

(履行の中止)

- 第9条 乙は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象その他避けることができない特別の理由により契約の履行が不可能になったときは、甲と協議のうえ契約の解除または履行期間内における一部中止を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは相当分の契約代金額を減額することができる。

(物価等の変動に基づく契約代金の変更)

第10条 本件契約の締結日以降、契約期間中に予期できない特別の事情により日本国内における賃金水準又は物価水準に著しい変動が生じ、契約代金額が著しく不相当となった場合は、甲または乙は契約代金額の変更を請求することができる。

- 2 前項の請求は契約期間の満了する前に行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、契約代金額の変更額については甲乙協議のうえ定める。当該協議の開始の日は乙の意見を聴いて甲が定め、乙に通知する。

(業務上の損害)

第11条 業務の遂行に当たり乙は各種データの取扱いに最大限の注意を払い、紛失、毀損、盗難又は目的外利用が起こらないように、厳重に管理すること。適正で良好な稼働に障害が生じた場合は、乙は甲に対して報告すると共に、損害を賠償し、又は毀損部分を修復しなければならない。

- 2 前項に係る一切の費用は、乙がこれを負担する。

(検査)

第12条 乙は、業務を終了したときは、完了届を提出しなければならない。

- 2 甲は、完了届を受領したときは、業務の終了を確認するための検査をし、当該検査の結果を乙に通知するものとする。
- 3 第2項の検査は、甲が指定した検査員が行う。
- 4 乙は第2項の検査の結果、履行が不完全である旨の通知を受けたときは甲の指定する日時までに完全な履行をしなければならない。
- 5 第4項の場合において、甲は乙の不完全履行に対して損害賠償を請求できる。

(代金の支払)

第13条 乙は契約の各年度におけるすべての業務を終了し、前条第2項の規定による検査に合格した後でなければ各年度の支払額を請求することができない。

- 2 契約代金の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。
- 3 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。
- 4 履行に係る費用は各年度末に支払う。ただし、本契約に係る各年度末の支払額のうち、令和7年度に要する費用については、契約金額の総額の38.7%以内とし、令和8年度以降に要するサーバー賃借料及びウェブサイト保守・運用管理費用等については、契約金額総額から令和7年度に要する費用を差し引いた額を令和8年度から令和12年度で均等に案分した額とする。これらの額を超過した分については支払うことができない。

(履行遅滞損害金等)

第14条 自己の責に帰すべき事由により乙が契約を履行しない場合においては、甲は損害金の支払を請求することができる。

- 2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する

法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下この条及び第 18 条において「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額とする。

- 3 甲は、第 1 項の損害金を徴収しようとするときは納入期限を定めて請求しなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の規定による損害金を納入期限までに納付しないときは、契約代金から損害金相当額を控除することができる。
- 5 第 2 項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第 3 項により最初に指定した期限までの日数は算入しない。
- 6 甲の責に帰すべき事由により、契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における法第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
- (2) 故意に履行を粗雑にしたとき、又は甲の指示監督に従わなかったとき。
- (3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、監督員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 契約の相手方として、不相当と認められるとき。
- (6) 第 19 条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (7) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合は、乙は、契約代金の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第 16 条 甲は、契約期間中は、前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第 17 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは第 15 条第 1 項第 3 号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条、第 6 条、第 8 条第 1 項又は第 19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 第 15 条第 2 項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第 18 条 乙がこの契約に関して第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除

するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第4号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
 - 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

- 第19条 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、乙は契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第20条 甲は、契約が解除された場合は業務の既済部分を検査の上、検査に合格した部分に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。

（相殺）

- 第21条 甲は、乙に対して金銭債権又は損害賠償請求権を有するときは、契約代金請求権その他乙が甲に対して有する債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。
- 2 前項による債権等の相殺は、契約期間が満了するまでの間遡及してこれを行うことができる。

（疑義の解決）

- 第22条 この契約の各条項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、乙は甲の指示に従うものとする。
- 2 この契約及び仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙がその都度協議して定める。

（紛争の解決）

第23条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲乙が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(予算の減額等による契約の変更等)

第 24 条 甲は、契約期間及び履行期間にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、乙と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

(所有権及び著作権)

第 25 条 この契約により得られたデータの所有権は、すべて甲に帰属する。

2 この契約において作成した成果物について、著作権は甲に帰属する。ただし、本契約締結前から乙が有する汎用パッケージについてはその限りではない。

(特記事項)

第 26 条 この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、別記 1 「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

2 この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある者に対して、別記 2 「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

(補則)

第 27 条 この契約に定めるもののほか、乙は関係法令の定めるところに従わなければならない。

◎支払方法及び支払時期

乙は、各年度末、契約履行後に請求書を提出することとし、請求書を提出した月の翌月の25日（金融機関休業日の場合は、その直後の金融機関営業日）の支払とする。

◎支払金額

	履行年度	支払金額	請求書提出期限	支払月
各年度の支払金額	令和7年度	円	令和8年3月31日	令和8年4月
	令和8年度	円	令和9年3月31日	令和9年4月
	令和9年度	円	令和10年3月31日	令和10年4月
	令和10年度	円	令和11年3月31日	令和11年4月
	令和11年度	円	令和12年3月31日	令和12年4月
	令和12年度	円	令和13年3月31日	令和13年4月
	合計	円		

(注) 金額は、消費税等を含んだ額。

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。